

特定施設入居者生活介護事業者の令和6年度内定申請受付要項（令和7・8年度開設分）

1 趣旨

本市では、「高齢者の多様な居住環境の実現」を目標に、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、「川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護サービス基盤の整備を進めていますが、このたび、令和7・8年度開設分の特定施設入居者生活介護事業に関する設置運営法人の内定申請を受け付けます。なお、本内定申請の受付及び事業者の選定等については、本要項と併せて「川崎市認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護の運営法人の内定に関する要綱」において必要な事項を定めていますので、併せて御確認ください。

2 概要

内定予定定員数	計207名（詳しくは本要項の「5 内定申請条件等」のとおり。）
質問の受付	令和7年1月15日（水）まで ※「<u>LOGO フォーム</u>」にて受け付けます（事前登録不要です）。 LoGo フォーム：https://logoform.jp/form/FUQz/756485 ※質疑応答の経過を明確にする観点等から、<u>電話による質問受付は行いません</u>。 ※上記期限を過ぎた質問は原則として受け付けません。 なお、公平性を確保するため、質問及び回答内容については、本市ホームページにおいて公表する形で回答いたします。（個別の回答は行いません。）
図面の事前確認 （既存建物で申請する場合のみ）	令和7年1月15日（水）まで（消印有効） ※「<u>事前図面確認送信票</u>」と図面を郵送してください。 ※来庁による受付・審査は行いません。 ※上記期限を過ぎた確認依頼・質問については原則として受け付けません。 ※<u>既存建物で申請する場合、「図面の事前確認」は必須です。事前確認を経ずに内定申請を受け付けることはできませんので、御注意ください。</u> ※新設建物で申請する場合は、事前確認は不要です。 申請者の責任において、関係法令や規定等を確認してください。 （本要項の「3 関係法令等」「4 事業用地の確保等」も参考にしてください。） また、不明点があれば上記の質問受付により本市に質問をしてください。 なおこの場合、内定後に、図面等をもとにして本市と確認する機会を設ける予定です。
内定申請 予約受付期間	令和7年1月20日（月）～令和7年1月23日（木）まで（厳守） 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く） ※下記「内定申請書類受付期間」のうち、川崎市役所へ来庁して書類提出する希望日時について、電話予約してください。（その際、特定施設入居者生活介護事業者の内定申請であることをお伝えください。） 受付電話番号：044-200-2633
内定申請書類受付期間 （書類提出期間）	令和7年1月27日（月）～令和7年1月31日（金）

内定申請書類 補正期限	令和 7 年 2 月 7 日（金）まで ※提出いただいた内定申請書類について補正の必要がある場合、上記期限までに修正し、再提出いただく必要があります。
内定結果通知日	令和 7 年 3 月上旬（予定）
開設期限	令和 9 年 3 月 1 日（厳守）
補助金	神奈川県に設置された「地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金」を活用できる場合がありますので、希望する事業者は、高齢者事業推進課介護基盤係（電話：044-200-3471）へ事前に相談してください。 また、事前相談をする前に、下記の本市ホームページにおいて必要情報を併せて御確認ください。 今後、補助制度について大幅な変更・廃止が生じる可能性があることから、補助金の交付を確約するものではないことを、あらかじめご了承ください。 【本市ホームページ（補助金関連）】 https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000170768.html 【各補助金の対象等】 ① 特定施設入居者生活介護の開設準備経費（備品費、広告費、車両費等） ② 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員 29 床以下）の整備費 ③ 特定施設入居者生活介護に小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護を併設した場合の整備費及び開設準備経費 ※予算措置後の対応となるので、補助金の交付は原則として令和 8 年度からです。 ※既存施設から他のサービスへ転換する場合は補助対象外です。 ※②のうち、サービス付き高齢者向け住宅については、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 31 日付け国住心第 178 号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限りします。 ※本要項の「6 補助金（特定施設入居者生活介護の開設準備経費）の活用を希望する場合の内定申請条件」も御確認ください。 【財産処分について】 補助金を受けて整備した施設・設備等の財産を処分することについては制限がかかります。当該財産の処分を行うにあたっては、事前の申請により承認を得る必要があります、財産処分の内容によっては、補助金の一部返還等の条件が付されます。

3 関係法令等

事業者として指定を受けるためには、川崎市条例等で定める人員、設備、運営等に関する指定基準を満たす必要があるほか、関係法令等を遵守する必要がありますので、事業者の責任において当該法令等を入念に御確認ください。なお、参考として、主な関係法令等を下記のとおりお示しします。

【主な関係法令等】

- 介護保険法
- 老人福祉法
- 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- 川崎市有料老人ホーム設置運営指導要綱
- 川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針
- 川崎市認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護の運営法人の内定に関する要綱
- 都市計画法、建築基準法、消防法、生産緑地法、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

※上記法令等に改正があった場合は、改正後のものを御確認ください。

4 事業用地の確保等

事業用地が自己所有の土地である、又は、土地所有者と土地の賃貸借に係る仮契約書等を締結しているなど、事業用地が確保されていることに加えて、以下の(1)～(3)を申請の条件とします。

- (1) 事業予定地が市街化調整区域に該当しないこと
- (2) 令和6年12月1日時点で、事業用地の一部又は全部が以下のアからオに記載する区域に該当しないこと

- ア 建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域
- イ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域
- ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域
- エ 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域
- オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域

※事業予定地が、上記(2)アからオの区域に該当するかは、神奈川県ホームページ「神奈川県土砂災害情報ポータル（<https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>）」等で御確認ください。

- (3) 既存建物で申請する場合で、当該建物及び敷地が洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある場合は、「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく避難確保計画を作成し、内定申請時点までに本市危機管理本部に提出していること

※公募の結果、内定となった事業所については、本市危機管理本部において避難確保計画の審査が行われ、指定申請時までに必要な要件を満たし受理されていることが特定施設入居者生活介護事業所としての指定条件となります。

※事業予定地が、上記(3)の区域に該当するかは、川崎市ホームページ「川崎市地図情報システムガイドマップかわさき（防災マップ）（<https://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?p=1>）」等で御確認ください。

※避難確保計画の作成にあたっては川崎市ホームページ「災害時要配慮者利用施設における避難確保計画について」（<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-3-42-5-0-0-0-0-0-0-0.html>）を参照し、洪水及び土砂災害それぞれの「作成の手引き」や「ひな型」等をご活用ください。

5 内定申請条件等

特定施設入居者生活介護を直接又は外部サービス利用型で提供でき、かつ、1施設あたりの申請定員数が100名以下であることを条件とするほか、下記の内定申請条件等を全て満たす必要があります。

(1) 夜間看護体制加算の取得

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日付け厚生省告示第19号）に定める「夜間看護体制加算（ⅠまたはⅡ）」の取得を申請条件とします。なお、運営開始後についても、本加算は継続して取得することとします。

(2) 協力医療機関連携加算の取得

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日付け厚生省告示第19号）に定める「協力医療機関連携加算（（1）または（2））」の取得を申請条件とします。なお、運営開始後についても、本加算は継続して取得することとします。

(3) 空床を利用したショートステイの実施

空床を利用したショートステイを実施するために、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日付け厚生省告示第19号）に定める「短期利用特定施設入居者生活介護費」の算定に係る届出を行うことを申請条件とします。

また、開設後の報告（12 内定後のスケジュール（本市への報告等））において、稼働率の報告とともに、ショートステイの利用がない状況での空床が生じた場合において、ショートステイの利用につなげることができなかった理由について説明して頂きます。なお、運営開始後についても、本加算は継続して取得することとします。

(4) かわさき健幸福寿プロジェクトへの参加

本市で実施している「かわさき健幸福寿プロジェクト」への参加を申請条件とします。（原則全員参加とします。）

※開設後1年が経過した時点において直近の申込期間内に参加の申込みをすることとします。なお、当該申込みにより対象期間の途中からの参加となる場合は、次回からの参加としてよいこととします。なお、初回参加の次年度以降も継続して参加の申込みをすることとします。

(5) 介護サービス相談員の受入れ

福祉サービスの質の向上と、利用者の疑問や不安の解消を図ることを支援するため、介護サービス相談員の受入れの申出を申請条件とします。

※初回の申出は2年度目に行うこととし、その後は、特定施設入居者生活介護に係る指定更新の度に行うこととします。（指定更新を受けた後、次回の指定更新までの間に行う必要があります。）

(6) 第三者評価の受審

福祉サービスの質の向上と、利用者のサービス選択を支援するため、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下、「機構」とします。）が定める福祉サービス第三者評価事業の受審（以下、「受審」といいます。）を申請条件とします。

※機構のホームページ等を参照し、特定施設入居者生活介護分野について登録を受けた評価機関に委託してください。初回の受審は2年度目を実施することとし、その後は、特定施設入居者生活介護に係る指定更新の度を実施することとします。（指定更新を受けた後、次回の指定更新までの間に実施する必要があります。）

6 補助金（特定施設入居者生活介護の需用費）の活用を希望する場合の内定申請条件

(1) 川崎市在住者の受入れ

入居者数の概ね5割以上を、川崎市内に住民票があり（他市町村からの住所地特例対象者の方を除く）要介護度の認定を受けた方とすることを申請条件とします。なお、本事項は運営開始後についても遵守することとします。

(2) 個別機能訓練加算の取得

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日付け厚生省告示第19号）に定める「個別機能訓練加算」の取得を申請条件とします。なお、運営開始後についても、本加算は継続して取得することとします。

(3) 科学的介護推進体制加算の取得

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日付け厚生省告示第19号）に定める「科学的介護推進体制加算」の取得を申請条件とします。なお、運営開始後についても、本加算は継続して取得することとします。

(4) サービス提供体制強化加算又は入居継続支援加算の取得

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日付け厚生省告示第19号）に定める「サービス提供体制強化加算」又は「入居継続支援加算」の取得を申請条件とします。なお、運営開始後についても、本加算は継続して取得することとします。

(5) 看取り介護加算の取得

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日付け厚生省告示第19号）に定める「看取り介護加算」の取得を申請条件とします。なお、運営開始後についても、本加算は継続して取得することとします。

(6) 利用者負担の軽減

利用者負担を極力軽減できるような工夫を行うよう努めてください。

7 内定申請書類

- 下記の「内定申請書類一覧」一式を1部、本市に提出（持参）してください。
なお、提出用とは別に「法人用控え」を1部作成するとともに、返信用封筒（110円切手を貼付したもの）も併せて、内定申請書類提出日に提出（持参）してください。
- 下記の「内定申請書類一覧」はA4ファイルに綴じ込み、背表紙には、「〇〇〇(施設名)令和6年度特定施設入居者生活介護 内定申請書類 〇〇〇(法人名)」と記載してください。
- ファイルに綴じ込んだ申請書には、インデックスを貼ってください。当該インデックスには、下記の「内定申請書類一覧」の記号【A～G】及び「特定施設入居者生活介護事業所の設置に関する事業計画書」における添付書類の番号【1(1)～7(3)]を書き込んでください。

【内定申請書類一覧】

記号	提出書類名
A ※1	特定施設入居者生活介護事業所の設置に関する事業計画書
B ※2	併設サービスに関する確認書
C ※3	地域交流スペースの活用方法について
D	特定施設入居者生活介護事業に係る内定申請に関する誓約書
E	川崎市特定施設入居者生活介護の公募に係る得点表
F	川崎市危機管理本部に提出した避難確保計画（写） （本市で受付したことが確認できるもの） （「本要項4 事業用地の確保(3)」に記載する洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に該当する場合）
G	補助金に関する確認書（補助金を申請する場合のみ）

- ※1：「A 特定施設入居者生活介護事業所の設置に関する事業計画書」には添付書類がありますので、必要な資料を漏れなく添付してください。
- ※2：「E 川崎市特定施設入居者生活介護の公募に係る得点表」において「6 併設サービス」に得点する場合は、上記「B 併設サービスに関する確認書」を提出してください。
- ※3：「E 川崎市特定施設入居者生活介護の公募に係る得点表」において「7 地域包括ケアシステムの推進」に得点する場合は、上記「C 地域交流スペースの活用方法について」を提出してください。

8 内定申請方法等

- 本要項の「2 概要」に記載のとおり、「内定申請予約受付期間」内に、書類提出日（来庁日）を事前予約してください。
※内定申請予約受付期間：令和7年1月20日(月)～令和7年1月23日(木)
午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）
※書類提出日（来庁日）：令和7年1月27日(月)～令和7年1月31日(金)のうち予約した日時
- 予約した日時に来庁し、上記7「内定申請書類」一式を提出してください。その際、書類不備がないかなど、一次的な審査を行います。
- 申請書類の提出窓口(受付窓口)は「健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課 事業者指定係」です。
※川崎市役所本庁舎（川崎区宮本町1番地）12階にお越しください。

【注意事項】

- (1) 申請書類に不足・不備等がある場合には、受理することができません。この場合、申請書類は一次的に本市が預かりますが、申請者の責任において当該不備等に係る補正を行い、補正完了後の書類を本市に提出した後に、本市として正式に受理するものであり、期限内に当該補正が完了しない場合には受理できませんので、御注意ください。
- (2) 申請時には申請書類の内容等について説明可能な方が来庁してください(来庁人数は最大2名まで)。
- (3) 本市に提出した申請書類は、本内定申請の審査等以外の目的には使用しません。川崎市情報公開条例(平成13年条例第1号)に基づく開示請求があった場合には公開又は一部公開する場合があります。
- (4) 本市に提出した申請書類については、本内定申請の審査等において、必要な範囲で複写する場合があります。
- (5) 「内定申請書類受付期間」以降における申請書類の提出は認めません。ただし、審査等のため、別途、本市が追加書類や補正を求めた場合にはこの限りではありません。
- (6) 申請書類の提出後に本市が二次審査を行い、補正の必要があると本市が判断したものについては、本市から申請者宛て連絡し、「申請書類補正期限」までに訂正等をしていただく場合があります。なお、当該期限までに補正が完了しない場合には、本内定申請を受理できませんので、御注意ください。

9 内定申請の無効

次の項目のいずれかに該当する場合は、申請を無効とします。

- (1) 法人でない者が申請した場合
- (2) 申請に必要な書類が不足している場合
- (3) 申請に必要な書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 申請に必要な書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (5) 申請に必要な書類に虚偽の記載がある場合
- (6) 申請に必要な書類における記載内容が不明確な場合
- (7) 申請書類に記名のない場合
- (8) 本申請に関し不正な行為があった場合
- (9) 本要項で指定した事項に従わないで申請した場合
- (10) 介護保険法第70条第2項、第78条の2第4項(混合型で申請する場合は、第115条の2第2項、第115条の12第2項も含む。)に該当する者が行う申請である場合
- (11) 川崎市認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護の運営法人の内定に関する要綱第7条に該当する場合
- (12) 関係法令等を遵守していない場合(本要項の「3 関係法令等」を参照)
- (13) 川崎市介護保険運営協議会規則第5条に規定する「地域密着型サービス等部会」の委員に接触した事実が認められた場合
- (14) 既存建物で申請する場合で、本要項の「2 概要」に規定する「図面の事前確認」を行っていない場合
- (15) 本申請に係る用地又は建物(以下、「用地等」と言います。)を貸借する場合など、自己所有ではない用地等にて申請する場合であり、別の申請者から当該用地等に係る申請があった場合(申請者の責任において、当該用地等について他の申請がないかどうか事前に確認してください。)
- (16) その他、本要項に適合しない場合

10 事業所の内定方法

(1) 申請内容の審査

提出した申請書類の内容が関係法令等で定める基準等を満たしているかどうか確認した上で、特に支障がない場合には、「川崎市特定施設入居者生活介護の公募に係る得点表」に基づき得点の確認を行い、本公募の内定予定定員数の範囲内で、上記得点の高い順に内定事業者を選定します。(万が一、申請内容が関係法令等を遵守していないことが確認された場合、本要項「9 内定申請の無効」に基づき、本申請を無効とします。)

(2) 専門部会による審査

「川崎市特定施設入居者生活介護の公募に係る得点表」における得点状況等を取りまとめ、川崎市介護保険運営協議会規則第5条に規定する「地域密着型サービス等部会」において審査します。

(3) 結果の通知

上記(1)(2)が完了した後、本市が内定事業者を決定し、全ての申請者に対して本内定申請の結果を通知します。

11 結果の公表・内定申請書類の取扱い

本内定申請の結果については、本市ホームページにて公表します。

また、福祉サービスの質の向上を図り、利用者の適切なサービス選択に資する情報を市民に提供する観点から、「特定施設入居者生活介護事業に係る内定申請に関する誓約書」における誓約項目など、内定を受けた事業者の申請内容（提案内容）については、本市ホームページにおいて公表する予定です。

なお、本市に提出した申請書類一式は返却しませんので、御了承ください。

12 内定後のスケジュール（本市への報告等）

(1) 内定後のスケジュールについては、当該施設の整備にあたって必要な工事や法令上の手続き、運営開始に向けた人員確保などについて申請者の責任において入念に精査し、開設期限までに確実に事業開始できるよう、十分に余裕のあるスケジュールを作成してください。

(2) 内定を受けた事業者は、内定を受けた日から3か月ごとに計画の進捗状況を書面で報告してください。なお、本市が必要と判断する場合には、当該「3か月報告」とは別に進捗状況の報告を求めることがあります。

(3) 「川崎市特定施設入居者生活介護の公募に係る得点表」における記載内容の履行状況について、開設日の2か月前までに本市の確認を受ける必要があります。なお、正当な理由なく、本市の確認を受けない場合は、下記「13 内定の取消」に基づき内定取消となります。

(4) 開設後6か月、1年及び2年が経過した時点で、「川崎市特定施設入居者生活介護の公募に係る得点表」における記載内容の履行状況を含めて、事業の運営状況等を本市へ書面にて報告してください。なお、本市が必要と判断する場合には、上記とは別に状況報告を求めることがあります（開設後2年経過後も含みます）。

(5) 「川崎市特定施設入居者生活介護の公募に係る得点表」における記載内容については、開設後も継続して満たす必要がありますので、予め御了承ください。

13 内定の取消

内定後においても、川崎市認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護の運営法人の内定に関する要綱第7条及び第8条に該当する場合には内定の取消を行います。なお、当該要綱に基づき内定取消となる具体的事由は下記のとおりです。

- (1) 申請者が行政処分及びそれに準ずる処分を受けた場合
- (2) 関係法令等を遵守していないことが明らかになった場合や、関係法令等に抵触する事由が発生した場合
- (3) 関係法令等に基づき必要な許認可が取得できない場合
- (4) 正当な理由なく、申請書類の内容（申請時の提案内容）が実施されない場合又は当該内容から大幅な変更を生じる場合
- (5) 正当な理由なく、「川崎市特定施設入居者生活介護の公募に係る得点表」における記載内容の履行状況について、開設日の2か月前までに本市の確認を受けない場合
- (6) 正当な理由なく、内定通知書に記載した事業開始予定日までに開設されないことが確実な場合
- (7) 申請書類に虚偽等が判明した場合
- (8) 本内定申請について不正な行為があったことが明らかになった場合
- (9) 川崎市介護保険運営協議会規則第5条に規定する「地域密着型サービス等部会」の委員に接触した事実が認められた場合
- (10) 申請者である法人が、次のいずれかに該当する場合
 - ①法人の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員または暴力団員でなくなつて5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合
 - ②法人または役員等が暴力団または暴力団員等を使用している場合
 - ③法人または役員等が暴力団または暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
 - ④法人または役員等が暴力団または暴力団員等と密接な交際をしている場合
 - ⑤法人または役員等が暴力団または暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合
- (11) 正当な理由なく、本市の指導に従わない場合
- (12) その他、本市の事業執行上、支障が生じた場合

14 留意事項

- (1) 申請内容は、必ず実現可能なものとしてください。 正当な理由なく申請内容が実現できない場合、本要項の13に記載のとおり、内定取消となる場合がありますので、御留意ください。
- (2) 内定申請を行うために必要な費用は、全て申請者の負担とします。
- (3) 本市へ提出した内定申請書類について、申請内容の確認等を行うため、本市から申請者宛て連絡し、内容確認等を行う場合がありますので、「事業者控え用書類」は必ず保管してください。
また、限られた期間内で必要な補正等を行う必要がありますので、本市からの連絡に対しては可能な限り円滑に対応できる体制を確保してください。
- (4) 事業の開始及び運営にあたっては、申請者の責任において、地域への説明及び必要な調整等を行いながら進めるとともに、近隣への日照、騒音等の環境面にも十分に配慮してください。 また、近隣住民等への事前説明・調整・紛争等の解決については、申請者の責任において、地域と良好な関係を構築できるよう、誠意を持って対応してください。
- (5) 本内定要項や「川崎市認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護の運営法人の内定に関する要綱」の記載事項について申請者の責任において入念に確認し、その記載事項に適合する形で申請を行ってください。特に、本要項の「9 内定申請の無効」及び「13 内定の取消」にて掲げる事項に抵触しないように御留意ください。
- (6) 「特定施設入居者生活介護事業に係る内定申請に関する誓約書」で確認・誓約した内容は、内定後においても遵守する必要がありますので、御留意ください。

【申請手続きに関するお問い合わせ先】

川崎市 健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課 事業者指定係

電 話 044-200-2633

FAX 044-200-3926

E-mail 40kosui@city.kawasaki.jp

【選定基準・補助制度に関するお問い合わせ先】

川崎市 健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課 介護基盤係

電 話 044-200-3471

FAX 044-200-3926

E-mail 40kosui@city.kawasaki.jp

【事業所の所在地（来庁・郵送する場合）】

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎12階

川崎市 健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課

※質疑応答の経過を明確にする観点等から、電話による質問受付は行いませんので、あらかじめ御了承ください。

（本要項2に記載のとおり、質問がある場合には、令和7年1月15日（水）までに「LoGo フォーム」にて質問をお送りください。）